

第2節 各論

第1 消火器具

1 設置場所等

- (1) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」については、規則第6条第6項の規定を満足する範囲で、廊下、通路、室の出入口付近とするよう指導すること。
- (2) 規則第9条第2号に規定する「水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」の例は、次の場所であること。
 - ア 容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所
 - イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
 - ウ 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面又は床面からの高さが10cm以上となる台所等の場所
- (3) 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近の場所に設けること。

2 付加設置

- (1) 規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。なお、条例第34条の4第2項第2号の規定についても、これを準用する。
 - ア 条例第11条で規制される変電設備
 - イ 条例第11条の2で規制される急速充電設備
 - ウ 発電設備（内燃機関を原動力とする発電設備によるものだけに限定されるものではなく、燃料電池発電設備、火力発電、水力発電、風力発電、潮力発電等の発電設備のある場所をいう。）
 - エ 条例第13条で規制される蓄電池設備
 - オ 直流にあっては750V以上、交流にあっては600V以上の電路に接続する電気機器で、次に掲げるもの（可搬式のものを含む。）
 - (ア) 発電機、配電盤又は電動機
 - (イ) 変圧器（出力が5kVA以上のものに限る。）
 - (ウ) 溶接機（出力が5kVA以上のものに限る。）
 - (エ) 静電装置設備
 - (オ) 整流器（出力が5kVA以上のものに限る。）
 - (カ) その他、(ア)から(オ)に類するもの
- (2) 規則第6条第5項に規定する「鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第44条第1項第1号から第9号までに規定する設備を設置する場所をいうものであること。なお、条例第34条の4第2項第3号の規定についても、これを準用する。
- (3) 令第10条第1項又は条例第34条の4第1項の規定に基づき防火対象物に設置される消火器が規則第6条第4項又は第5項、条例第34条の4第2項に基づき電気設備、ボイラー室等に設置される

消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位及び歩行距離を満足する場合にあっては、重複設置は必要ないものとする。

3 小規模特定飲食店等（令第10条第1項第1号口に掲げる防火対象物であって、延べ面積が150㎡未満のもの）に設置するもの

(1) 令第10条第1項第1号口に規定する「火を使用する設備又は器具」とは、条例に規定する「火を使用する設備」（条例第3条から第9条まで）又は「火を使用する器具」（条例第18条から第21条まで）若しくは条例第22条の2を適用しこれらに類する設備又は器具をいうものであること。

なお、「電磁誘導加熱式調理器」や「電気こんろ」等の電気を熱源とする設備又は器具は、対象に含まれないものであること。

(2) 規則第5条の4に規定する「防火上有効な措置」は、次によること。

ア 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいうものであること。（当該装置を有するものには、「PSマーク」や「Siセンサー」のマーク表示があり、平成20年度から原則として家庭用ガスコンロに装着が義務付けされている）

なお、コンロの火口が複数ある場合、すべての火口に当該装置が設置されている場合のみ「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱うこと。

イ 「自動消火装置」とは、条例第3条の4第1項第2号ウに規定される自動消火装置をいうものであり、「フード等用簡易自動消火装置技術基準の運用について」（平成8年6月5日千消指導第145号）に適合したものであること。

ウ 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」としては、次の（ア）、（イ）等が該当するものであること。

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち「消え防止安全装置」については、当該装置には該当しないものであること。

(ア) 過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等

(イ) 家庭用ガスコンロを飲食店等の厨房設備又は器具として使用する場合において、当該家庭用ガスコンロに組み込まれているグリルに、次のいずれかの機能が設けられているとき。

a グリル過熱防止機能（グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）

b グリル消し忘れ消火機能（グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）及び炎あふれ防止機能（グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能）

4 標識

規則第9条第4号に規定する標識の形状等は、次によること。●

(1) 標識の大きさは、短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。

(2) 地を赤色、文字を白色とすること。

(3) 文字の大きさは5cm平方以上とすること。

